令和2年度第3回旭川市地域公共交通会議(書面会議)開催結果

1 会議開催日

令和2年12月25日

2 協議の方法

- ・会議の開催に代えて書面による協議を実施
- ・各構成員に対し、書面により協議内容を通知し、回答を依頼

3 協議事項

- (1) 旭川市地域公共交通網形成計画の推進について(報告)
- (2)米飯デマンド交通の実績報告について(報告)
- (3) 旭川市内の UD タクシーの導入状況について (報告)
- (4) 北海道運輸局補助事業の1次評価について(審議)
- (5)「旭川市生活交通確保維持改善計画における地域内フィーダー系統運行予定者参加確認公募事務取扱要領」の制定及びデマンド型交通米飯線における参加確認公募の実施について(審議)

4 回答期限

令和3年1月15日(金)

5 協議結果

過半数から意見なしの回答があり、原案どおり議決されたものとする。

(回答内訳)

意見なし	意見あり	未回答
2 2	1	6

いただいた御意見の内容と御意見に対する事務局の考え方 別紙のとおり

いただいた御意見の内容と御意見に対する事務局の考え方

■委員(利用者·住民代表)

・平成25年制定の交通政策基本法に国民の移動権は盛り込まれなかったが、法には国民の日常生活に関する国の役割を次のとおり規定している。

[交通政策基本法(抜粋)]

(日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等)

第16条 国は、(中略) 国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策)

- 第17条 国は、高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
- ・UDタクシーの導入拡大やデマンド交通に対する国の補助はあるが、国交省の予算の中では 極めて少ない。国は国土強靭化に多額の予算をつけるようだが、国民生活を守る手段は建設 工事だけではなく、法の趣旨からもっと国費を投入すべき。
- ・JR問題も同じく,人口密度の低い北海道では株式会社で鉄路を維持するのは不可能である。 通勤,通学など日常生活にとって鉄路が不可欠な「まち」も存在する。
- ・地球温暖化対策や運転手不足,北海道における自動運転の困難性などを考慮すると,バスなど公共交通の維持存続は地域の存続につながる大きな問題である。
- ・市の新型コロナウイルス感染症対策関係の予算措置について資料があったが、この他に高齢者バス料金も年度内は無料となった。議会において説明はなく、質疑でも答えていなかったが、これも交通政策の一環ととらえるべきと思う。資料で説明が無かったことは残念である。

■御意見に対する事務局の考え方

・いただいた御意見の内容は、いずれも現在の地域公共交通の大きな課題であると認識しております。事務局である市としましては、市民生活に不可欠な公共交通を持続的に維持するため、国に対して必要な支援等を要望するとともに、旭川市地域公共交通網形成計画に基づき、 庁内の関係部局のほか、市民、交通事業者及び関係機関と連携しながら取組をさらに進めてまいります。